

高知医療センター院内喫茶運営事業に関する仕様書

1 基本条件

(1) コンセプト

院内喫茶は、患者やその家族、病院で働く職員をはじめとした、すべての病院利用者へのサービスを向上させる重要な施設であることを十分認識し、設置目的に沿った運営とすること。

(2) 健全な収支計画

運営にあたっては、利用者のサービス向上を確実に図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画とすること。

(3) 店舗等のデザイン

病院内の店舗として、清潔感のあるデザインとし、車椅子利用者や点滴スタンド利用者にも配慮した安全でわかりやすい配置とすること。なお、店舗の仕上げ工事に際しては、病院全体の意匠や色彩計画を踏まえ、高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）からの必要な指示に従うこと。

(4) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担で行うこと。

(5) 衛生管理及び感染症対策

運営事業者は、関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策に十分注意を払うとともに、これらに関して発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任において対処するものとする。

(6) 張り紙、看板等の表示

企業団が許可した場所以外での張り紙や看板等の掲示は認めない。なお、通路上等に看板や案内等を設置する場合は、企業団に事前協議し、許可を得ること。ただし、病院事業の運営に支障のある張り紙、看板等は認めない。

(7) 商品等の搬入搬出

商品等の搬入・搬出の時刻、経路及び荷卸場所については、企業団の指示に従うこと。

(8) 従業員の健康管理等

従業員に対しては、病院という施設の特異性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて作業させること。また、万が一、従業員が感染症等に感染した場合には、直ちに企業団へ報告した上で、企業団の指示に従い、当該従業員への措置及びその他の者に感染することがないように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置に係る費用は、運営事業者の負担とする。また、商品の取扱いに関する衛生教育も同様に徹底すること。

(9) 廃棄物の回収及び処分

喫茶からの廃棄物の保管、回収及び処分については、関係法令に従い、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。

(10) 現場責任者の配置

現場責任者を1名任命し、平日日中は常勤とすること。現場責任者は常に現場スタッフを指導し、喫茶の点検・衛生管理を行い、利用者からの要望や苦情等に速やかに対処すること。なお、当該責任者は、日常業務における企業団との対応責任者とし、現場責任者が不在のときは、代理の者を置き、現場責任者と同等の責任を負わせること。

(11) 従業員の駐車場

病院敷地内の従業員用駐車スペースが限られているため、一定の台数を超える場合は各自で用意すること。

(12) 緊急時の対応

事故や犯罪、若しくはそれらに準じる事態（以下「事故等」という。）が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、企業団に報告すること。また、営業時間内外における事故等発生時の連絡体制を書面にて予め企業団へ届け出ること。

(13) 大規模災害時の対応

地震等大規模災害発生時や新型感染症大流行時などにおける企業団からの協力要請に対して誠意を持って対応すること。

(14) 禁煙への協力

病院敷地内は全面禁煙であるため店舗内も全面禁煙とし、利用者に対する禁煙表示

を行うこと。

(15) 法令等の遵守

喫茶の運営にあたっては、関係法令及び高知県・高知市病院企業団が定めた関係規程を遵守すること。また、その他運営に際し必要が生じた場合は、企業団と協議すること。

2 運営

(1) 営業場所及び貸付面積

区分	営業場所	貸付面積
喫茶	1階正面玄関の南隣	79.03 m ²

(2) 利用者

患者、その家族、職員等すべての病院利用者

(3) 営業開始予定日

企業団との協議により決定する。

(4) 営業日及び営業時間

下記の営業時間及び営業日を基本とするが、運営事業者の提案により営業時間を延長することを妨げない。

営業日	12/29～1/3を除き年中無休とする	
営業時間	平日	8:00～17:00
	土日祝	11:30～16:00

(5) 販売商品

- ① ドリンク類 : コーヒー（ホット・アイス）、ジュース等
- ② フード類 : サンドイッチ、デニッシュ、ケーキ等
- ③ 物 販 : コーヒー豆、抽出器具、それらに付随する消耗品等

(6) 取扱禁止商品

酒類、たばこ、その他企業団が療養に適さないと判断する商品は取扱わないこと。

(7) 提供サービス

- ① デリバリーサービス
 - ② テイクアウトサービス
- (8) 商品・サービス価格
販売価格は、相場価格を大きく上回る価格に設定しないこと。
- (9) 売上実績額の正確な記録
毎月の売上実績額（利用者数、売上額）を正確に記録すること。
- (10) その他営業条件
- ① 車椅子や点滴スタンドを使用している利用者のための通路を確保すること。
 - ② 店舗設備や器具の調達、改修工事等は、現運営事業者との調整を含め、運営事業者が負担すること。
- (11) 運営費用等の負担
光熱水費は、実費相当として別途企業団の定める料金で課金し、企業団の指定する方法により期限までに納入すること。
その他、通信設備・通信費や火災保険料、廃棄物処理費、防虫・消毒等衛生管理費など、喫茶の運営に必要な経費はすべて運営事業者が負担すること。

3 貸付料に関する条件

貸付料は、次の(ア)と(イ)の合計とする。ただし、(ア)については、募集開始時点における企業団の帳簿価格を基に当該貸付けに係る部分の面積により算出していることから、建物価格の改定後に若干の変更が生じることがある。

貸付料の納付は月ごとの納付とし、企業団側へ支払うこと。

貸付料（月額）	
(ア)定額分	(イ) 売上連動加算分
61,837 円以上の金額で、運営事業者が企画書に示す定額の貸付料。	運営事業者が企画提案書に示す「提案手数料率」を売上実績額に乗じた貸付料。